

令和6年1月25日

市政記者各位

港湾空港局港湾振興部港営課

博多港港湾施設管理条例違反による行政処分について

本市では、港湾施設を利用する許可を受けた者（許可利用者）が、その利用する権利を譲渡し、担保に供し、又は転貸することを「博多港港湾施設管理条例（以下条例。）」で禁止しております。

このたび、条例第7条の違反を行った許可利用者に対し、下記のとおり、条例第26条第2項第3号に基づき、行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 処分日

令和6年1月25日

2 処分の内容

条例第7条で禁止する転貸行為を確認した許可利用者の5件の利用許可に対し、それぞれ5万円（計25万円）の過料を科す

3 参考

- ・条例で禁止する「転貸行為」とは、利用許可を受けた者が、許可を受けた施設を利用せず、賃貸借契約等の形で、第三者に施設を利用させている状態や、利用許可を受けた者が許可を受けた施設で行われる作業への関与が著しく薄い状態のことをいいます。

博多港港湾施設管理条例（抜粋）

第3条 港湾施設（緑地を除く。以下この章及び第17条第2項において同じ。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

第7条 許可利用者は、利用する権利を譲渡し、担保に供し、又は転貸することができない。

第26条

2 港湾施設（緑地を除く。）を利用する者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 不正の手段をもって利用の許可を受けた者
- (2) 許可の範囲を超えて港湾施設を利用した者
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は利用の許可に付した条件に違反した者

【問い合わせ先】

港湾空港局港湾振興部港営課

TEL：282-7117

担当：佐藤